

1. 件名

三菱原子燃料株式会社の加工施設の設計及び工事の計画の変更について
(行政相談)

2. 日時

令和3年10月18日(月) 15時50分～16時50分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、
有田安全審査官、鈴木安全審査専門職、内海安全審査専門職、
吉村技術参与

検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官、
永井検査技術専門職

三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部長 他3名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っ
ております。

6. 配布資料

資料1 : MSR-21-055R2 設工認申請における追加の軽微変
更について

資料2 : MSR-21-057 総点検実施結果と対応について

資料3 : MSR-21-058 加工棟廃液処理施設の堰の件

資料4 : MSR-21-059 10月12日 NRA 殿との面談(コメント)

と回答)

資料5 : MSR-21-060 9月30日 NRA 殿との面談 (コメントと
回答)

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。規制庁アリタです。ただいまから、三菱原子燃料の設工認に係る行政相談の面談を始めたいと思います。本日は10月12日に面談にて説明のありました。
0:00:17	設工認の変更についての行政相談について前回の面談の踏まえた追加及び更新した説明資料もらって準備しておりますので、それについて説明をしていただき、その上で、
0:00:33	事実確認を行いたいと思います。ではまず今日の資料の概要について説明を三菱原子燃料からお願いします。
0:00:44	はい、三菱原子燃料の清水です。あわせて大丈夫でしょうか。
0:00:53	それではですね、資料のほう、MS-R-21-0のほうのある意味、こちらの方からコメントをどのように反映させていただきましたかという観点において説明をさせていただきます。2ページ目でございますページ数は全部右下のですね。
0:01:12	ゴシック体のページをご覧くださいますとこちらですね。ええと廃棄物名放射線管理当然室のところにE-新設たびに貫通部を設けるといことなんですけれども、今回の工事関連いたしまして、施設であっても、
0:01:31	なおの位置を示すべきではないかとのコメントを踏まえまして、
0:01:37	そのように反映させていただいております。
0:01:40	3ページ目でございますけれども、こちらは軽微変更事例の総点検の結果が出てきました。添乗に関しましては、軽微変更を.2を届けるべきというふうに判断されましたので、
0:01:55	こちらを反映させていただいております。
0:02:00	5ページ目のほうは資料1から4という形で1からしていたのを一つふやしております。
0:02:09	シャッターのストラップに関しましてはほとんど電報は前回から変更はございません。
0:02:18	し、
0:02:20	それを詰めて
0:02:37	65ページ以降なんですけれども、火災評価に関しましては、ちょっと包材を特定して説明すると、今回は膨大は何ですかということで■■■■■■の一種でございますと申し上げましたけれども、こちらのほうの説明にさせていただいておまして、
0:02:55	鋼材を特定した形での説明に変更多数いただいております。
0:03:03	そう。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:07	次がですね、72 ページでございますけれどもこれは冒頭の放射線管理透磁率のこの貫通部のところの変更に合わせてですね、資料の修正立っていただいております。
0:03:22	それから74 ページでございますけれども、こちらは設計施工段階でどのようにして見過ごしてしまったのかということにつきまして / 承認プロセスは正しくやっておりましたけれども、そこは
0:03:38	次の次系相違ではないと判断してしまったというところがわかるようにですね、74 ページ 75 ページに経緯を説明させていただいております。
0:03:49	76 ページは先ほど冒頭に説明させていただきました通りの説明を反映させていただいております。
0:04:00	それでちょっとすみません、元に戻りますけれども、と言い忘れましてけれども、表のですね。
0:04:12	15 ページ、16 ページ以降ですね、こちらですね評価に関しまして、大分東西才能評価に関しまして、鋼材をですね、特定した形での責に変更させていただいていること、これをちょっとすみません申し上げるのはとりました。
0:04:34	その次ですけれども、
0:04:38	資料4としてですね、改めて天井に関する資料をこちらのほうにつけさせていただいておりますそれはですね。
0:04:48	86 ページ以降でございます。これはのーであった内容ですね、消しています。ただしですね、現状には安全機能を有する児童カガホーチキの熱感知器やっぱりつけられているという御指摘ございまして、
0:05:04	こちら当然安全機能はありますので、安全機能を有しているのかいましてけれども、この天井高さの変更がほとんどの平均よりはしませんということで評価をさせて付け加えさせていただいて、評価の記載付け加えさせていただいておりますので、
0:05:22	その後の変更をさせていただいております。
0:05:26	NSRR 飲み口の0 防護変更点につきましては以上でございます。
0:05:34	VmSr - 0、
0:05:39	8 のほうから申し上げます。させていただきます。
0:05:43	こちらはサポートの隻の件でございますけれども、堰の経緯がですね、1 階がわかりますようにタイトルとそれから内容につきましても、適切に
0:05:59	変更しております。
0:06:01	それからですね、
0:06:06	現場の写真とか施工状態のズーッがですね、わかるようにということで、実態、前の

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:15	その堰のですね、写真それから図を作っております。それまでに2ページ目以降はですね、原因に関しまして作業と同様に設計施工段階での日の場とそれから検査でのレビューの確認の状況、
0:06:34	付け加えております。
0:06:37	それから類似設計事例としてですね。ええと同様にどこに板を貼り付けている事例、これは当初から4時申請でございますけれども、AMG申請のですね。ではあの申請書の段階からこのような設計していた。
0:06:54	ということで、2時の今回の該当はちょっと違うんですけれども、こういった事例があるということをちょっと説明を付け加えております。
0:07:06	それからですね、今後の対応ということで、Nのですね飛行場やりやり直すということで設工認と全く合致するようなやり方をこのような部材等と扉の下のところの土台ですね。
0:07:21	ここに°につけることによりまして、小指よりも教育 ■■■■■ のですね。堰が設けられるということの経過を記載させていただいております。
0:07:35	取外しました堰につきましては、御就職モルタルを注入して上からどうして舗装スポーツを生じることにつきましても、追設を買っていただいております。
0:07:47	この順番資料の順番は逆になるんですけれども、総点検の実施計画の対応ということで、こちらはですね、過去の本対象を明確に示したところ、それから、改正ですね、体性について少し明確に進めさせていざいたところでございます。
0:08:07	中のほう役所の中で天井を粉末再生設備の浄化所一つはどう変更届け出書としても一つの循環するように直しますということがさせて実現させていただいて、
0:08:27	来コメントの回答ですけれども、まずMSR - 21 - 060 ちょっと順番が時系列になってございませんけれども、こちらはですね9月30日に向けました面談のコメント内容と回答です。
0:08:43	こちらですね、代表的なものだけではなく、すべて発表ということで、記載をさせていただきます。
0:08:53	それから、NSRR21 - 059 でございますけれども、最初の冒頭のところはですね、通すがっとの材質特定してですね、大学評価をやっているということを示すような形に行目を見直しております。
0:09:13	それからとかはですね、シャッターがどンドンですね用いずに社単独で立つ全く性を持っている場合のシャッター材質な許容応力との明確化ということについて記載をさせていただきます。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:29	それから 2012 - 10 番ですけれども、これは既設の壁の貫通部も今回の工事に還元するというのでつけるということにしているという事を進めております。
0:09:40	2012 - 十一番もは火災評価でこれも材料を特定するような表現に直させていただきます。
0:09:49	2012 - 12 番ば 2012 の
0:09:56	はい。
0:10:01	すみません、1012 - 10 形状 2 番もですね、1012 の 9 番と同じような
0:10:10	質問でございまして同じような回答にさせていただいております。すみません。先ほどからナンバーを 2000 と行ってございましたけど、2000 ではなく線でございます。申し訳ございません。
0:10:22	それからですね、連結
0:10:26	1012 - 17 番からですね、27 番につきましては、先日の資料に入っておりませんでしたので、こちらは記載させていただいております正しい当日ですね、面談のところで回答していると思うのかぶるところがございますが、
0:10:43	押し並べてですね、記載させていただいております。
0:10:48	2000A が 1012 - 27 番以降はですね、こちらの方で面談の内容を模擬してましてですね、そのときに出てきましたコメントとその回答を記載させていただいております。
0:11:02	一部分かぶるところがございますので、その下部ナンバーは近いいただきます。
0:11:10	概ねですね、変更内容にコメント等を内容とその変更対応ということでご説明申し上げました。
0:11:20	こちらからは以上でございます。それでは引き続きよろしく願いいたします。
0:11:26	はい。規制庁おりとる数それでは、規制庁のほうから事実をここに移りたいと思います。
0:11:58	はい。原子力規制庁ナガイです。
0:12:03	これは何ページだろうな。今日の資料、そうですね、じゃあすみませんちょっと後程にします。はい。
0:14:14	規制庁座ですけども。
0:14:17	すみませんまずちょっと順番に行きますけども、コメント回答のですね、回答の
0:14:25	ところからちょっと確認したいんですけども、
0:14:34	例えばですね、1012 の
0:14:38	いちいち
0:14:40	資料番号でいくと NSRR の 21 の
0:14:45	059 なんですけども、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:49	その 1012 - 1。
0:14:53	はい。です。
0:14:56	回答のところですね、シャッターのスロット部の材質は■■■■であり、■■■■ ■■■■の一種ですMS R2105、R2 では、火災影響評価として■■■■ ■
0:15:13	の一種として評価するようにいたしましたっていうふうにかかれてるんですけども、評価を新たにやり直すっていうことであれば、その評価内容というのを確認しなければいけないと我々そうは思ってなくて、
0:15:32	届け出ですっていうふうな言われ方しているから、このところで事業者としては、もともと■■■■の材料で評価としてはやっていたっていうことではないんでしょうか。添付のところは■■■■、
0:15:51	ていうのを既存の材料を、
0:15:54	だであったのかどうかわかりませんが代表して書かれているかもしれませんが、事業者としてはこれで■■■■でも評価をやっていたっていう理解ですけれども、その理解でよろしいでしょうか。
0:16:09	普通し原子燃料なし見です。ご覧の通りでございます。表現として書き方があまり
0:16:18	誤解を招くような表現になっているところが訂正させていただきたいと思えます。申し訳ございません。
0:16:26	そうするとですね資料全体この部分のみならずですね、これってこのところの考え方の記載を引用してですね、資料全体に至るところでも同じような内容のものが出てきます。ですので、
0:16:41	評価としてはもともと等では今回かかえられる材料でも評価を実施しておりま 冷えとその上で評価結果に影響がないんですっていうような説明であれば、
0:16:57	その趣旨が伝わるような記載にしてください。
0:17:03	コメントあり上げずに所外年齢の市民ですコメントありがとうございます。表現につきまして至らんところがありました破片変更させていただいて、訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。
0:17:18	規制庁差です。はい。そうしましたら市へと協定を提示いただいている資料全体を当該部分のみならずですね、当方他のところも含めて皆を確認していただいて適切な表現に修正してください。
0:17:37	それとですね、同じ資料の 1012 - 1 号です。
0:17:45	とかある NRA の管理番号っていうのがですね、このところって、補修。
0:17:52	保守性の説明のところですね、ダクトの接触の機会が減少し安全性が高まる。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:00	っていう観点での保守性というのもあるかもしれませんがけれども、保守点検をするにあたってのアクセス性だとかの観点での補正ということもありますので、その観点での補正ということも
0:18:18	あわせて記載してくださいということです。どちらかというところのほうで質問してます。
0:18:24	規制側としましては、
0:18:28	よろしいでしょうか。
0:18:29	三菱原子燃料の清水です。なお以降がその回答なんですけれども、記載がです、ちょっとあっさりしてますので、もう少しきちっと説明させていただくようにいたします。
0:18:43	規制庁サービスエーとですのでそうですねお書きのところですね、これだけだとほぼどういうことで保守点検に問題がないのかわかりませんので多分アクセス性とか問題がないような対応がなされているということだと思うんですけども、
0:19:01	そういうところがあるように説明資料で、規制説明をお願いしますということです。
0:19:08	通信部屋の清水ですありがとうございます力いたしました。
0:19:20	規制庁座です。続きましてですね。
0:19:28	とさ。
0:19:33	資料のですねNSRR21 - 05 - R2 です。
0:19:44	その資料の中で、33 ページ。
0:19:50	dす。
0:19:54	ですね、
0:19:58	評価結果。
0:20:00	当竜巻に対する評価結果の一覧表の中に、
0:20:07	一部シャッターの競合力について御説明が提起されているところなんですけれども、
0:20:15	このところというのはもともと評価結果というのは、ルール部に対しての評価結果が記載されているというふうな認識で今まで説明を受けていたところ思っているんですけども、理解でまず間違いはないでしょうか。
0:20:36	ご質問は所センターのこの検定比がということでございましょうか。
0:20:42	はい。そういうことです。
0:20:45	このシャッターの検定比はシャッタ全体にわたっての評価結果でございます。
0:20:52	ルールの指定の検定とかそういう意味ではございません。
0:21:05	けど、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:07	ヨシムラですけど。
0:21:11	ヨシムラですけど越流目カガ確認なんですけどこれフラット材についてはフラット材の
0:21:19	いわゆる許容応力値を入れて例えば膨らみとかそういうものを
0:21:24	もう評価した総合的な結果っていう意味合いなんですか。
0:21:29	そうですねはい総合的な結果でございます。
0:21:33	何か回答資料でワークは剛体で評価したっていうような
0:21:39	回答があったと思うんですが、わくわく剤自体は剛体で評価して、
0:21:45	中野さん。といた板の曲げがきますよね飛び出すっていうその強度について、
0:21:54	いわゆる材料強度を使ったという、ちょっと私の理解がそうだったんですけど、それでよろしいんでしょうか。はいその通りでございます。
0:22:08	規制庁増です。これはここの評価の記載のところなんですけれども、添付説明小児ここの部分で飛んでいかないんですねっていうのは、
0:22:23	方を補正の4時設工認の申請の中で、ここの部分は添付に記載する必要なしという判断をして落としているものだと思っていますということも含めてですね、出戸ここに記載するのが適切なのかということも含めて、
0:22:41	記載を検討していただけますでしょうか。
0:22:46	分析会社にシミズです。ここの部分は事業者として冷夏仕様を確認させていただいていうこと形で進めておりますものでございますので、これに従いまして記載を適正化させていただきたいと思えます。
0:23:06	規制庁座です。記載の検討のほうよろしく願います。
0:23:13	これにつきまして何か清水です。承知いたしました。
0:23:21	次、
0:23:24	ヨシムラですけど、
0:23:27	今回使ってる数字のですね引用これ参考文献で、
0:23:32	日本シャッター同協会ですかの参考の計算手法を引用してますけど。
0:23:40	逆にとそあちらで使っている。
0:23:43	あちらでこちらを、この数字を使ったっていうのは、逆に言うと向こうがいわゆる例えば■■■■とか一般鋼材の数字を持ってきて使ったっていうこととイコールなんですか。
0:23:57	実際そういった材料を使ってるをベースにこれを設定したっていうふうにもうちょっと数字的には見えるんですけど、内容はどうなんですか。
0:24:08	三菱原子燃料の清水でございますので、S/R弁から引用しているというわけではございません。御説明の中には節約というスズキの

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:18	その資料の中にはですね、入ってございませんので、シャッタ業界として、この数字を設計の基準として考えているというふうに理解しております。
0:24:32	わかりました。
0:24:52	はい。
0:24:55	規制庁座です。それとですね、トウソウ点検の結果、
0:25:02	総点検に行く前にまず
0:25:08	追加の軽微変更についてという説明資料なんですけれども、この資料の中にですね。
0:25:15	と設工認に置き換えと3ページ目に設工認における天井の位置の記載についてという書かれていてですね。
0:25:23	軽微変更事例が2件見いだされたことを踏まえてというふういきなりこの2件というのが出てくるんですけれども、この2件で、この資料の中で出てくるにあるものが含まれない形の2件になっているので、
0:25:38	この資料の中で、この2件がきちんとわかるような資料構成にしてくださいっていう件が1点です。
0:25:48	はい、承知いたしました。
0:25:53	それとですね、
0:25:59	総点検の結果というところ。
0:26:03	ちょっと待ってください。これじゃない。
0:26:34	まず今回のこういういろいろ加工確認された軽微変更事例の事例を踏まえて総点検をやられてるというところで総点検については、今回確認されたところですね。
0:26:50	実際のその現場施工と設工認の図面をも全店すべて確認していますということなので、
0:27:00	今回の事象についての水平展開の確認としてはもう全店確認されたということで理解はしましたけれども、
0:27:10	この不適合のその処理として、
0:27:14	不適合の処理としてはここで各検査で確認されているものなのでここで確認する深くを確認するところではないかもしれませんが、
0:27:24	ですね、ちょっと待ってください。
0:27:40	例えばですね、
0:27:44	M A C E R 21 - 05 - R 2 のところを見ますと、1ページ目から2ページ目にかけてですね。
0:27:51	このところ、どういうこの貫通孔の記載にすべきかっていうところの説明が1ページ目から2ページ目に書かれてると思うんですけれども、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:04	その貫通部の位置っていうのはどういう基準で括弧書きますかっていうところが、火災区域境界を構成する新設の壁であってですね。
0:28:15	その上で概略の位置がわかるようになっていう判断基準基準がある。
0:28:21	で、この基準から照らしてですね、
0:28:26	貫通部の施工についてっていう一段落したところの始まりなんですけれども、施工図面の承認プロセスの中で問題ないと判断されたっていう
0:28:38	こういう判断基準があるにもかかわらず問題ないと判断したっていうことが非常に問題だと思ってますんで、これはきちんと不適合の処理の中でですね、これは何というものにどういうことに基づいてこういう化を
0:28:56	判断がされているのかっていうところをきちんと深掘りして
0:29:00	不適合の処理をしていただくようにお願いします。これってほぼ今、その事例だけいましたけれどもそれのみならずですね、
0:29:12	えーとですね堰へのところでも不適合のその種類事例としてここでは資料をつけていただいて事例の紹介と、していただいてますけれども、この判断についてもですね。
0:29:30	まずこちら側から事業者検査ではどういう図面がついてたんですかっていうところの確認すると、今回つけていただいてますけれども設工認の図面がついていると。
0:29:43	で、そのような状態にもかかわらず、その、やっぱりこれも同じようなその判断の過程で問題ないとは判断されてるんですね。
0:29:53	実態としては鉱石として ██████████ あればっていうところは理解はするものの、図面についている堰等全く違うものがついていてですね。
0:30:09	しかも、やはりそういうところを頭首主要な事業者検査の要領書提案の抜粋で書かれてるところのみを見ると、なかなか理解しにくいところもあってですね こういう状況で問題なしと判断されたっていう
0:30:27	いうこの問題なしと判断されたところを一つ一つをですね、きちんと深掘りして
0:30:34	不適合処理をしていただくようにお願いします。今回設工認の軽微変更としてはですね時全数点検で全体を確認されているので、件数こちらに更新軽微変更としての事例としてはこれで
0:30:51	クローズするのかもしれないですけども、実態として事業者としてのその不適合の処理としてはこれでは終わらないですよっていうところを、最後のコメントさせていただきます。私のほうからは以上です。
0:31:08	越前信金のクサマ熱、今は考えていただきました結婚式ですね、こちらを社内です、問題点を拡張してですね、適切に
0:31:17	実施していきたいと考えております。以上です。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:23	原子力規制庁の永井です。今オザワの方からコメント営農事実確認した件についてですね、隻の事例なんですけど、前回のコメントを私が確認した事項に対する回答が、
0:31:40	全然記載されていないので、前は - 使用前検査の不適合って書いてあったのをきちんと見直すこととお伝えしたんですけど、今回出されたMSR - 21 - 058 ですね。
0:31:57	こちらのほうでは、まさに今オザワのほうからお伝えした内容のいわゆる設計とか工事図面を発行する際に、そもそも設工認と違うものが承認されていたっていう問題点が、
0:32:13	まず記載されていないです。それからこれはなお従前の検査なので、社内検査といいますかね事業者の事前の検査にはなるんですが、それがそのまま設工認と違う図面がついていても、
0:32:31	合格と判断しているという事象ですから、これについては堰については何か一応水平展開したと書いてあるんですけども、どう電線の貫通部もそうですし、いわゆる手続きの
0:32:47	が必要かどうかを含めて、まずその工事図面が出る段階でどういうふうに
0:32:56	検討されて発行されていたのかと、仮にそこで承認されたとしても県さあ担当者とか検査責任者がどういう判断をしてそれで設工認に適合していたのかっていう
0:33:11	ところですね、そのところはきちんとまずどういう手続きをするかっていうのはこちらでどうしろとは言いませんけど、基本的にはそこが問題になっている我々が問題視している点ですので、今回の回答を見る限りでは、
0:33:27	その点が一切記載されていないので、まずそこでなぜその二段階のチェックでパスしてしまったのかっていうところをきちんと説明をしてください。それは前回もお伝えした内容ですので、
0:33:43	その上で、その原因を特定して水平展開としては、今回も見つかっただけでも2さんの事例ですけどもそれ以外で特に4時までにはなお従前ですけども、5時6時7時と
0:34:00	事業者が検査をしている中で、同様の事例があったのかっていうのは堰だけでなく、前回もお伝えしましたが、すべての新申請対象、検査対象についてチェックをして、
0:34:16	報告をしてくださいと前回もお伝えしたんですけど、これ報告がございませんので、再度確認をするようにしてください。その上で、今回の資料MSR - 21 - 059、
0:34:30	これの

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:33	下のすいません最後のページの
0:34:37	ちょっとコメント番号を振ってないんですけども、
0:34:43	すね。
0:34:45	上から4番目ですね、ちょうど今の設工認塗装している事例について事業者として問題なしと判断した根拠を説明することということで、説明はされているんですが、問題が
0:35:01	なかった。
0:35:03	だと認識しているのであれば、それがさらに問題になりますので、と考えてますので、考えられますので、そこについてはいかがでしょうかということですね、後日文書でなるんですけど、この場で
0:35:18	どういう認識でおられるのか説明をお願いします。
0:35:22	はい。
0:35:47	はい、別次元市内の話でございます。先ほどかしないくサマ法からの発言がありました通り、本件に関しましては、しっかりと不適合処理のいただきます。
0:36:03	いえ、分析をすれば、それが出てきたという形で進めていこうというふうに考えております。それから隻だけではございませんで、S Re Hの言語がなかなかね、お調べとすべての中ですすね。
0:36:19	確認をしておりますので、その点も踏まえてですね、ご理解いただきたいというふうに考えております。以上です。はい。
0:36:28	原子力規制庁の永井です。今の回答で方向性としては認識されていると理解しましたので、今の点はきちんと書面で回答してください。実際に施工図面の発行段階、まず設計が正しいということであればそれに
0:36:48	対して施工図面の発行段階、それから、事業者検査なり使用前検査の自主経営事前社内検査というのはいつか自主検査の段階の水平展開等ですね、検査の段階で確認する事項については、
0:37:07	水平展開を検査専門検査部門との面談の中で説明していただければと思います。設計についてはこれでいいんだってことはきちんと
0:37:19	過去の審査部門のほうに報告していただければと思いますのでよろしく願います。
0:37:29	三菱原子燃料の鶴来でございます。サポート責任に関しましては設工認と全く適合させるような形での対応をさせていただきますので、こちらにつきましては、設工認今日問題もないようにいたします。それから原因に関しましては、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:46	不適合措置という観点におきまして、を進めていきますのでこちらのほうは、現在とはとも連携をさせていただきまして、ここが今回あるような形になるかと思えます。よろしくお願いいたします。
0:38:01	はい。原子力規制庁ナガイです。今の回答の中になかったらもう一度お伝えしますけど堰についてはその対応で理解しましたので、同様な事例がほかはないのかというチェックをした上で、同じように説明をしてください。
0:38:19	要は設工認の認可を受けた図面と異なる設計でも手続き、確かに技術上の問題がないという回答の記載の中にもありますが、それは有地以降の申請の中で、
0:38:35	説明なりされていってそういう設計の仕方は誤りであるとまでは言うつもりはありませんけれども、その手続き上ですね、何欄そっちもしないで設工認と異なる現場の施工がされる図面が発行されて、
0:38:54	それに対して検査を実施された方もそのまま簿価額にするというようなことのないようにしっかりと対応するようにしてください。ちょっとくどいようですが以上です。
0:39:10	三菱原子燃料の清水でございます。設工認との差異に関しましてはそれで総点検を行っております、それも踏まえまして
0:39:20	不適合の処置のほうも進めていきたいと考えておりますっていうんです。
0:39:27	はい、原子力規制庁ナガイで承知しました。今の点は、本日の面談の回答として御書面で提出するようにしてください。以上です。
0:39:39	三菱原子燃料の清水です。承知いたしました。
0:39:47	規制庁沢です。今のナガイからはコメント回答のところですね、こちらからの9に対する回答という形できちんと回答していただければと思いますんで、設工認上の図面っていうんとの観点のその不適合ということについては、
0:40:05	今回の総点検ものとですね実際のものと、この図面をすべて見て点検されたということで、そのところはもう取りこぼしが無いという説明になっているというところは理解してございますので、あと今回言われたその不適合の関係の処理についてはですね。
0:40:24	経営権検査側との説明する場合等においてですね、きちんとその内容を説明するようにしてください。
0:40:35	よろしいでしょうか。
0:40:38	三菱原子燃料の釜谷です。だからさのご指摘出てましてウチダした検査ですね、面談の中でですね、今回起きました適用間接的なですね、
0:40:48	ぜひですね進めていきたいと思えます。以上です。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:52	規制庁座です続いてもう1点なんですけれども、ですね、コメント回答の回答でですね、最後のところに、
0:41:03	記載しすしているFPのですねフランス落としに関係が関する回答のところでは、
0:41:12	レイワの事業者の回答の中内容というのこういう状況でやっているというのはわかるんですけれども、
0:41:21	ということであればですね、今の申請書の記載からするとこの回答のところはやはりちょっと講義読みにくいっていか読めない状況になっていると思いますので、
0:41:32	丸棒からセンター設けその削り出して最終的にはその角棒このような形の材質のものにしているというところを読み取れる申請書にですね、合わせて
0:41:46	今回届け出を出されることになっているので、修正していただくことを検討いただけないでしょうか。
0:41:56	ミツハシ原子力の清水でございます。こちらはですね10代から
0:42:02	申請書通りになってるという認識でございます、フランスとして機能する部分は核防の■■■になっておりますので、この部分に関しまして、来さいいら変更を横切って記載の変更する必要があるという認識は、
0:42:19	当社としては持っておりません。
0:42:26	これよりですけれども、
0:42:28	規制庁座ですけれども、御社はそうかもしれませんけれども、我々のほうで、そのうちで我々の方も実態に実態としてですね、これは検査で見に行ったときに、
0:42:44	こういうその回答に書かれてる内容のものというところを、その申請書上で読み取れないんですけれども、
0:42:57	まず東二済でございます。村政省庁ではノ共謀使ってるプラント値というものを構成するということを
0:43:08	この措置はこうですか、逆転を教材として核防としか書いてないので、ちょっとそこはフィリピンいただきたいとは思うんですけれども、
0:43:18	学部を使っているということに関して、実行する、しておるわけではございません。以上です。
0:43:35	どうぞ。
0:43:39	規制庁座ですけれども、シミズさんのおっしゃるのもわかるんですけれども、実態これ検査側がですね検査しに行ったときにそのミルシートを確認して対比した時にですね、読みにくいってところがあるので、
0:43:55	記載の修正を検討していただかないかという提案です。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:03	検討は全く広報余地がないってところなんですか。
0:44:12	少々お待ちください。
0:45:31	ウチダ東のシリーズですと、
0:45:34	表現を検討する届を
0:45:39	検討させていただきます。
0:45:43	規制庁座です申し上げられませんがご検討の方よろしくをお願いします。
0:45:50	こちら時難しい後にですこちらこそ申し訳ございません。今後検討させていただきます。
0:46:11	規制庁の鈴木です。来点確認させていただきたいんですけども。
0:46:18	資料は 055R2 の
0:46:22	当 84 ページなんですけども。
0:46:25	資料 3 です。
0:46:29	後で今回の変更ってところなんですけども、
0:46:33	今回の変形は設計上使用可能な材料のいずれかを記載するというものであり って書いてあるんですけども、これ
0:46:41	今まで
0:46:42	使ってなかったもの。
0:46:44	実際使ってなかった資料、材料名を削除したってことだと思ってるんですけども、それは、
0:46:53	そのような理解でよろしいんでしょうか。
0:46:57	ぜひ原子燃料の消費率使っていないものを削除するという形にさせていただいております。
0:47:06	町の鈴木です。そうしますとこの 84 ページの書き方は正確ではないと思うん 思いますけども、どうでしょうか。
0:47:22	中心市街地エリアの写真でございます。どちらでしょうか。
0:47:27	5 のところなんですけど今回の変更は設計上使用可能な材料のいずれかを記載す るというものでありってところ。
0:47:36	ですけども。
0:47:41	実績としての CV のスポンサーに変更は設計上司をカガぐらいでの
0:47:49	使っていないものを規制の特例をするというものであるということですね。い ずれにしても使用可能な材料が記載されているので問題ございませんという ものでしたけれども、わかりにくいと思いますので修正をさせていただきます。
0:48:02	はい、規制庁の鈴木です。
0:48:06	今回の
0:48:09	ものが軽微変更でいいか悪いとか、あと、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:14	要は安全性への影響があるかないかとかっていうところはしっかり説明いただきたいと思っているところですので、
0:48:23	資料 1 から 4 までありますけれども、
0:48:25	例えば見ていきますと 7 ページ目の
0:48:30	ところも
0:48:36	えーとですね、悪影響の評価。
0:48:40	ですけども
0:48:42	235 人南東ニュートンだとか使って評価を行ってるとか 9 割方ですけども影響がないとかあるとかははっきり
0:48:51	この公用要約してるとこだと思いますので、その辺ははっきり書いてもらえば、
0:48:57	ここだけ読んでわかるようにしてもらえばベターかと思います。
0:49:02	あと、今回出てきた資料ですけども 87 ページですけども。
0:49:09	これも同じような視点で
0:49:14	今構成ですけども、これ 87 ページ今まで
0:49:19	87 ページの (4) のところにて行政の影響はないって書いてますけども今までちゃんと見だしをつけ例えば 84 ページの 5 番の港湾で先ほど説明したような
0:49:32	この辺をちょっとはっきり構成同じにして影響はないっていうことを説明いただければと思いますけどどうでしょうか。
0:50:06	ベイズ資金支援の清水でちょっとご質問しないと、今ひとつわからない。もう一度お願いいたします。
0:50:15	規制庁の鈴木です。
0:50:17	今回の
0:50:22	そちらの届け出が kVA 変更でいいかどうかとかっていう判断で結局適合性の影響があるかないかとかっていうところが重要だと私は思ってるんですけども。
0:50:34	それをはっきり書いていただきたいと思ってまして、
0:50:39	87 ページ。
0:50:41	資料 4 今回出てきたものですけども
0:50:47	ほかの資料 1 から 3 と違って適合性の影響はないってというのはこの
0:50:54	(4) という形で書いてあるんですけども。
0:50:58	構成とかを一緒にしたほうが理解もしやすいですし、
0:51:05	ちゃんとはっきり書いていただければいいんじゃないかと。
0:51:13	あと (4) ですと、
0:51:16	この書き方ですと、
0:51:19	何で適用性の影響はないってここだけ読んでわかりませんので、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:27	ちょっとちゃんと説明していただけないでしょうかという、
0:51:30	趣旨です。
0:51:52	少々お待ちください。
0:52:54	三菱原子燃料の清水です。他と構成が合うように変更することを
0:53:01	4(4)は一様今回電力値の変更が安全機能がないということを書いているんですけども、これ以上にどのような記載までお考えでしょうか。
0:53:26	規制庁の鈴木です。他のとこでしたら表記の適正化であるためとちょっと数出てこないんですけどそういう理由があったと思うんですけども。
0:53:37	ここは
0:53:39	今回の天井位置の変更に伴う影響はないため、
0:53:43	適用性の影響はないっていうのが何で今回の天井市の変更は安全機能への影響はないのかっていうことをちょっとここに書いてもらう。
0:53:53	ないと。
0:53:56	説明になってないんだと思うんですけど、どうでしょうか。
0:54:00	いずれ示らしいです代表的な提供項目を記載させていただいていう形でよろしいでしょうか。
0:54:10	そういう形で直させていただきます。
0:54:14	規制庁の鈴木です。お願いします。
0:54:19	承知いたしました。
0:54:31	はい。
0:54:33	規制庁座ですけども、ちょっと変わるんですけども、すみませんこれ確認だけなんですけど、ms R2105 ガルに同じ資料のですね、8 ページ以降なんですけれども、
0:54:49	緑色の網掛けのところは、今回その軽微変更の対象とした部分であるっていうふうに書かれてるんですけど。
0:54:58	白抜きのところもうこれネット材料だとかが変更になっていてここ軽微変更の対象ではない。
0:55:09	ていう理解をしてるんでしょうか。
0:55:12	東二の清水です。ちょっと言葉がありませんでした前期以前や青系で変更をさせていただいたところという色にしてるんですけども、報告こうなってしまうとあれですの緑はちょっと削除させていただこうと思います。
0:55:31	わかりました。伊万里すみません理解しました。もう数すでに済んでいるところの話をされているというところで理解しました。適正なハヤカワ的性のものに変えていただければと思います。よろしくお願いします。
0:55:45	承知いたしました。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:50	規制庁ノムラです先ほど鈴木の問題なんですけどね 8687 ページ。
0:55:56	やっぱりちょっと構成が違ってて、
0:56:00	1 ポツがあって、2 ポツがないとかですね。
0:56:03	あとその(4)のところの影響について表 1 に示して改訂我々表示をどこ全部よ う呼んで判断しなくちゃいけないんで、その表 1 を呼んで何がわかるんだって ことを簡単に文書で書いてくださってという、そういうことですね。
0:56:20	以上です。いずれにして全量が示す作業の数クサマからの報告の通りだと理 解しております。その通り修正させていただきます。
0:57:43	別途じゃあんたウツミさんの方ほうの特に何もコメントがないってことをYesか ね。
0:57:50	規制庁ウツミですけど、ちょっと1点だけ確認させていただきたいんですけど も、これ事実確認だけなんですけれども今回の
0:58:02	フランス落としどころ丸棒の加工の件なんですけどこれはもう似たような案件 もうないですよってという確認で他にも
0:58:11	設工認の仕様に合わせるために加工をして持ってきているとか、そういうにど んな原点になってもこれこういう案件はこれだけっていう認識で大丈夫です か。
0:58:25	はい。このような案件はございません。
0:58:28	三菱原子燃料です。
0:58:30	規制庁ウツミ了解です。私から以上です。
0:58:40	以上それでは規制庁からのコメントは以上になりますが、MNFから追加 の説明とかございますでしょうか。
0:58:56	いずれしなきゃなら清水特にはございません。
0:59:00	規制庁アリタです、これで面談を終了しようと思います。お疲れ様でした。
0:59:10	ありがとうございました。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。